

機構の業務

貸付業務

1. 貸付対象	18
2. 貸付けの種類	20
3. 貸付利率	20
4. 償還期限	22
5. 貸付けの審査体制	23
6. 公営競技納付金等による利下げ	23
7. 貸付実績の推移	24
8. 平成 22 年度の貸付実績	26
9. 平成 22 年度受託貸付の状況	33
10. 平成 23 年度貸付計画	34
11. 補償金免除繰上償還	34
12. 東日本大震災への対応	35

地方支援業務

1. 基本姿勢	36
2. 地方支援業務の仕組みと体制	37
3. 地方支援業務の体系	38
4. 個別業務の概要	39
5. 平成 22 年度の地方支援業務実績	41

資金調達業務

1. 機構債券の種類	42
2. 資金調達の基本スタンス	43
3. 機構債券の特徴	44
4. 資金調達実績の推移	45
5. 平成 22 年度の資金調達実績	46
6. 平成 23 年度の資金調達計画	50

- 地方債計画に計上された公的資金として、貸付けを実施します。
- 地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債について長期かつ低利の資金を融通し、これによって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与します。
また、貸付けに際しては必要な審査を適切に行います。

1. 貸付対象

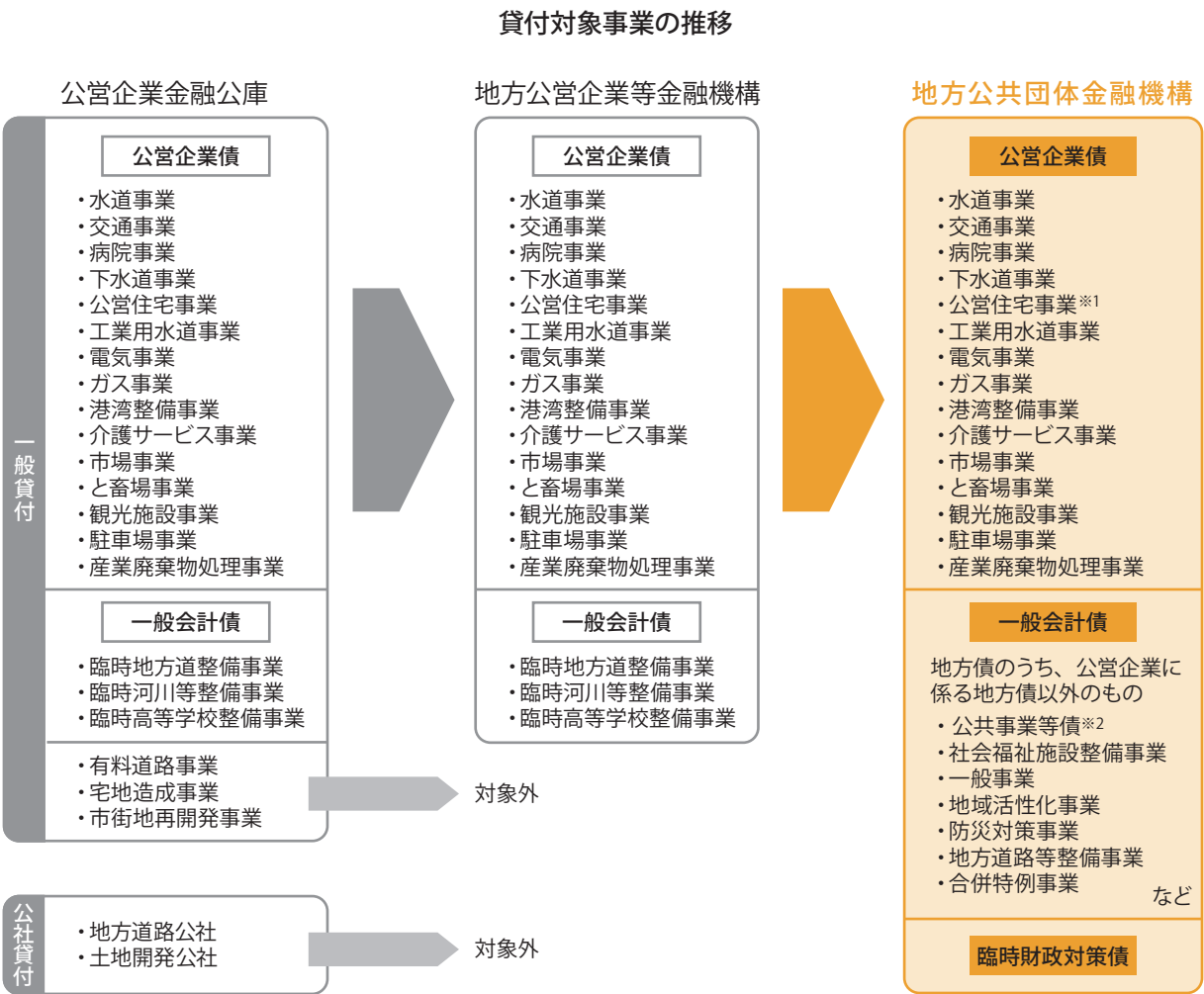
貸付先は地方公共団体のみを対象としています。

貸付対象は、旧公営企業金融公庫においては合計 21 事業及び公社貸付となっておりましたが、平成 20 年 10 月の地方公営企業等金融機構の業務開始時に、合計 18 事業への絞り込み（公社貸付は廃止）が行われました。

平成 21 年 6 月の地方公共団体金融機構への改組により、これまで、主として公営企業債であった貸付対象を、広く一般会計債に拡充しました。

具体的には、平成 21 年度は地域活性化事業、防災対策事業、合併特例事業、臨時財政対策債が、平成 22 年度は社会福祉施設整備事業が新たに対象事業となり、平成 23 年度からは公共事業等債が追加されます。

今後も地方公共団体の資金ニーズに適時・適切に対応していきます。



※1 公営住宅事業は地方公共団体金融機構法上「公営企業」として規定。
※2 公共事業等債は平成23年度から新たに貸付対象になりました。

2. 貸付けの種類

機構の貸付業務は、地方公共団体に対し、長期、安定、低利の貸付けを「一般貸付」として実施しています。

一般貸付を貸付期間により区別すると、「長期貸付」、起債同意・許可の見込みが確実な事業に対して長期貸付までのつなぎ資金を同意・許可前に貸し付ける「同意・許可前貸付」及び同一年度内に償還が行われる一時借入金の資金を貸し付ける「短期貸付」の3種類があります。

また、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う地方公共団体向けの「受託貸付」も行っています。

3. 貸付利率

貸付利率は、基準利率、特別利率及び臨時特別利率の3種類があります。

基準利率は、機構が調達した貸付原資に係るキャッシュ・フローの割引現在価値と、機構の貸付けにおけるそれぞれの償還期限及び据置期間並びに償還形態ごとにこれを貸し付けた場合のそれぞれのキャッシュ・フローの割引現在価値とが等しくなるよう定めた利率です。

貸付対象事業のうち、住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業及び臨時財政対策債については、基準利率より優遇し設定する特別利率（基準利率－0.30%）、臨時特別利率（基準利率－0.35%）が適用されます。

なお、平成22年度の貸付利率の推移は次のとおりとなっており、特別利率及び臨時特別利率は同時期の財政融資資金の貸付利率と同水準となっています。

これは、機構資金利率については、同一償還条件の財政融資資金利率を下限としているためです。

■ 平成22年度における貸付利率の推移

年月 区分	22年4月	22年5月	22年6月	22年7月	22年8月	22年9月
機構利率改定日	4/21	5/25	6/28	7/28	8/25	9/28
基準利率	2.10%	2.05%	1.95%	1.80%	1.65%	1.85%
特別利率	2.10%	2.00%	1.90%	1.80%	1.60%	1.80%
臨時特別利率	2.10%	2.00%	1.90%	1.80%	1.60%	1.80%
財政融資資金利率	2.10%	2.00%	1.90%	1.80%	1.60%	1.80%

年月 区分	22年10月	22年11月	22年12月	23年1月	23年2月	23年3月
機構利率改定日	10/27	11/24	12/21	1/26	2/23	3/18
基準利率	1.75%	1.85%	2.05%	2.00%	2.05%	→
特別利率	1.70%	→	1.90%	→	→	→
臨時特別利率	1.70%	→	1.90%	→	→	→
財政融資資金利率	1.70%	→	1.90%	→	→	→

（注1）貸付利率は固定金利方式、30年償還（うち据置5年）のものを記載しています。

（注2）同一償還条件の財政融資資金利率が下限となるため、特別利率と臨時特別利率が同水準になっています。

4. 償還期限

貸付対象に応じて設定している償還期限は、従来は最長 28 年（平均約 25 年）でしたが、平成 21 年 6 月の改組を契機に、貸付対象ごとの償還期限の見直しを行い、平成 21 年度同意（許可）債からは最長 30 年とするなど、全般的に償還期限を延長しました。

主な貸付対象の償還期限は次のとおりです。

貸付対象事業			平成23年度同意（許可）債			
			固定金利		利率見直し(注)	
			償還期限	据置期間	償還期限	据置期間
一般会計債	公共事業等		年以内 20	年以内 5	年以内 20	年以内 5
			25	5	25	5
			20	3	20	3
	一般単独事業	一般事業	20	5	20	5
		地域活性化事業	30	5	30	5
		防災対策事業	30	5	30	5
		地方道路等整備事業	20	5	20	5
		合併特例事業	30	5	30	5
臨時財政 対策債	都道府県・政令市	—	—	30	3	
	市町村	—	—	20	3	
公営企業債	水道事業	30	5	30	5	
	交通事業	30	5	30	5	
	病院事業	30	5	30	5	
	下水道事業	30	5	30	5	
	工業用水道事業	30	5	30	5	
	電気事業	30	5	30	5	
	ガス事業	25	5	25	5	
	港湾整備事業	20	5	30	5	
	市場事業	25	5	25	5	
	と畜場事業	20	5	20	5	

(注) 利率見直しは 10 年ごとの見直し。

5. 貸付けの審査体制

機構では、地方債の同意（許可）手続により、事業の内容、適法性、償還確実性等が確認されていることを前提に、次のとおり必要な審査を適切に実施しています。

- ① 貸付予定の地方公共団体・公営企業について、地方公共団体財政健全化法に定める健全化判断比率等を用いて、各団体の財政状況と各公営企業の経営状況を把握するとともに、必要に応じ都道府県の市区町村担当課等からヒアリングを実施します。
- ② 貸付けに際して、地方公共団体からの借入申込書類に基づき、地方債の同意又は許可の有無、借入れに必要な議会の議決や予算措置等の事項について審査します。
- ③ 貸付後、全都道府県に職員が赴き、貸付金の使用状況及び貸付事業の実施状況の確認を行うとともに、財政状況・経営状況を把握します。

① 貸付予定団体・企業の確認

- 財政状況・経営状況の把握
- ヒアリングの実施

② 貸付時における確認

- 同意（許可）額の把握等
- 借入申込書類の確認

貸付けの実行

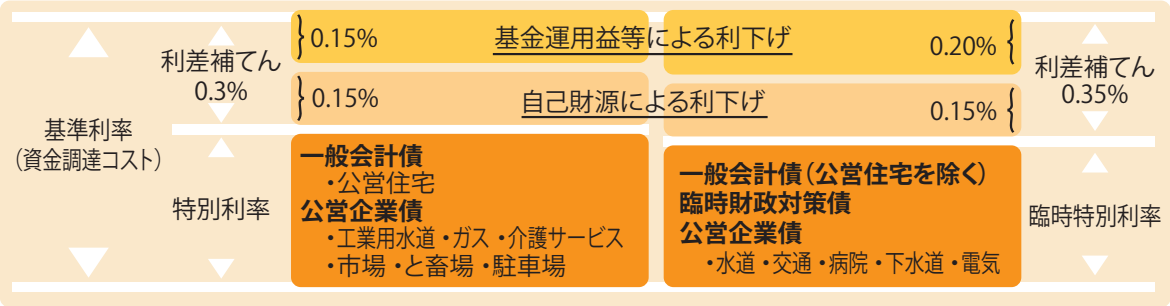
③ 貸付後の確認

現地調査の実施

6. 公営競技納付金等による利下げ

特別利率、臨時特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営競技納付金により積み立てられた地方公共団体健全化基金の運用益及び自己財源により賄われることとなります。

公営競技納付金は、地方公共団体が行う公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の収益の均てん化を図ることを目的に、その収益の一部を公営競技施行団体から受け入れるもので、これを地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益等を貸付利率の引下げの財源として活用しています。



※同一償還条件の財政融資資金利率を下限としています。
なお、特別利率及び臨時特別利率は、設立以来、財政融資資金利率と同水準となっています。

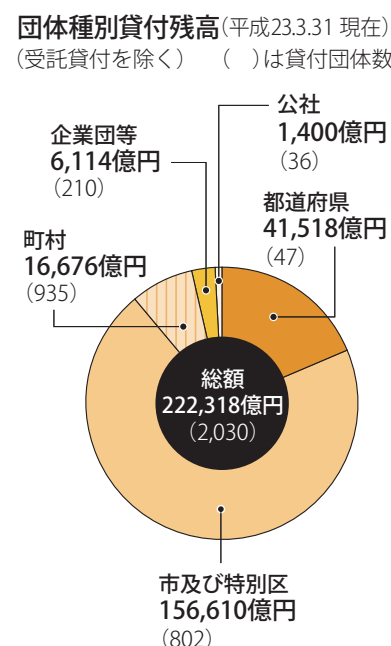
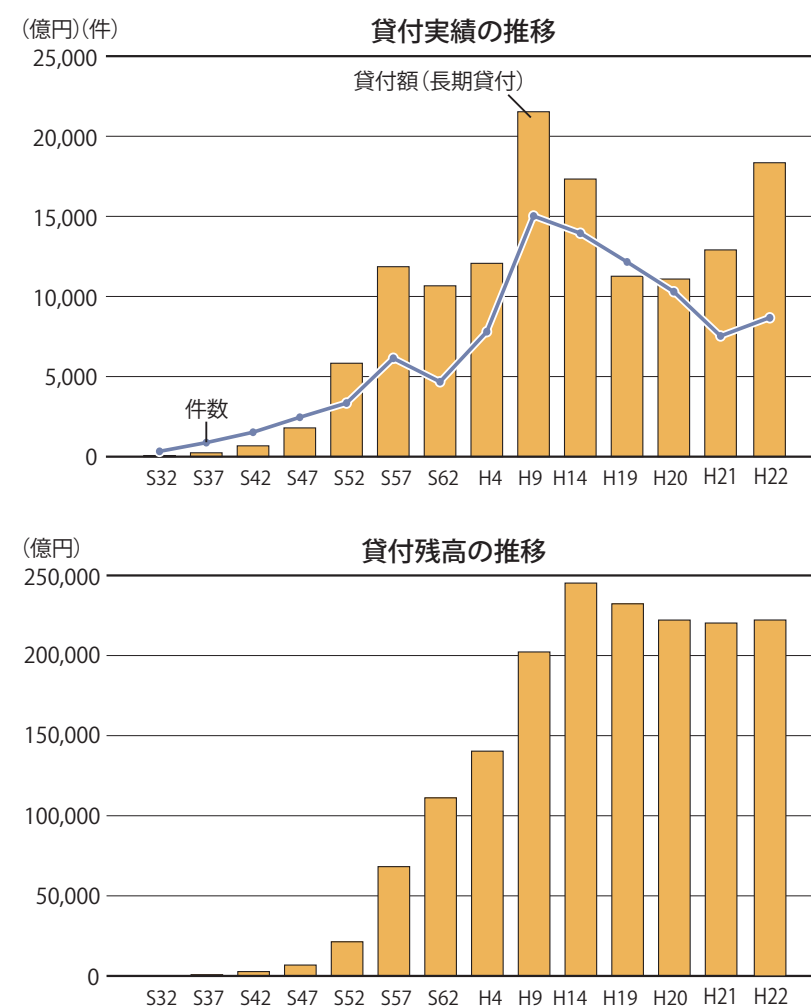
7. 貸付実績の推移

(1) 全体の貸付実績の推移

旧公庫の貸付残高は、昭和 49 年度に 1 兆円、56 年度に 5 兆円を超え、61 年度には 10 兆円、平成 9 年度には 20 兆円、平成 16 年度には 25 兆円に達し、平成 20 年 10 月、22 兆 4,586 億円を機構が引き継ぎました。

平成 22 年度末における貸付残高は 22 兆 2,318 億円となっています。

また、貸付けを行っている地方公共団体等の数は、平成 22 年度末現在では、全都道府県をはじめとして 2,030 団体に及んでいます。残高ベースでの内訳は、市及び特別区が 15 兆 6,610 億円で最も多く全体の 70%を占めています。次いで、都道府県が 4 兆 1,518 億円で 19%、残り 2 兆 4,190 億円が町村及び企業団等で 11%となっています。

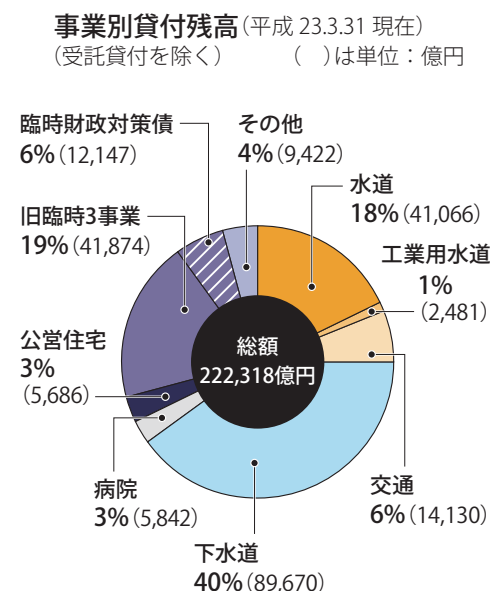


(2) 事業毎の貸付実績の推移

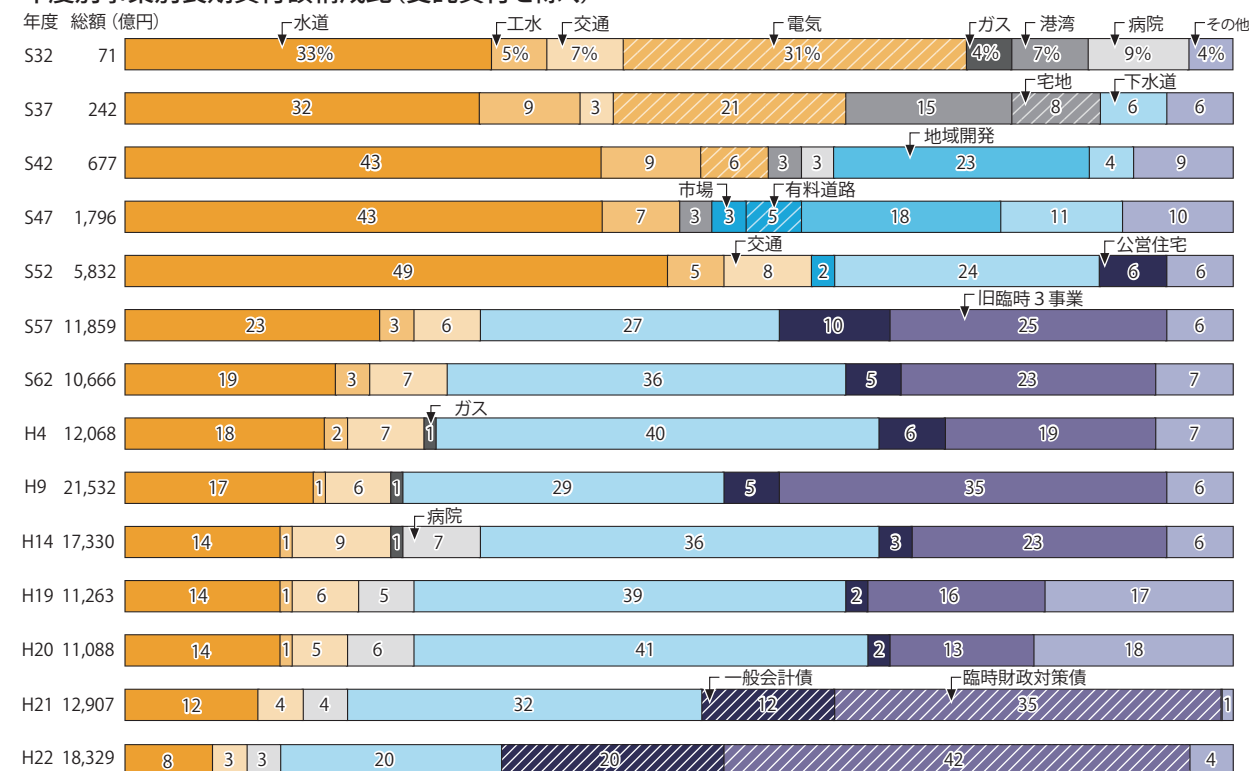
貸付けの実績を年度別事業別にみると、旧公庫期の昭和 30 年代は水道、電気、港湾が主な貸付対象でしたが、40 年代には水道、地域開発、下水道が、50 年代には下水道、水道、臨時 3 事業（臨時地方道、臨時河川等、臨時高等学校）が主な貸付対象事業となり、最近では下水道及び臨時 3 事業のウェイトが高くなっていました。

平成 21 年度からは、一般会計債と臨時財政対策債が新たに貸付対象となったことから、事業毎の構成比は大きく変化しています。

平成 22 年度末の貸付残高は 22 兆 2,318 億円で、これを事業別にみると下水道事業が最も多く全体の 40%を占め、次いで旧臨時 3 事業 19%、水道事業 18%の順になっています。



年度別事業別長期貸付額構成比(受託貸付を除く)



(注1) 同意・許可前貸付は長期貸付に振り替えられた年度に計上しています。
(注2) その他には、公営企業借換債を含んでいます。
(注3) 四捨五入により、計が一致しない場合があります。
(注4) 一般会計債には、公営住宅、旧臨時 3 事業に係る貸付けを含んでいます。

8. 平成 22 年度の貸付実績

(1) 貸付実績

平成 22 年度は、総額 1 兆 8,329 億円の貸付けを行いました。事業別の内訳については、まず、臨時財政対策債に対する貸付けが 7,662 億円で全体の 41.8%、次に下水道が 3,722 億円で 20.3%を占めています。このほか、合併特例事業を中心に一般会計債に対し 3,614 億円（全体の 19.7%）の貸付けを行いました。

(2) 事業ごとの内訳

【公営住宅事業】

公営住宅は、地方公共団体により建設され、平成 21 年度末では約 217 万戸が管理されています。

平成 22 年度の貸付額は、162 億円となっています。



市営住宅賀露団地（鳥取市）

【一般事業】

地方財政法第 5 条等に規定する適債事業のうち、地方債計画の他の事業項目で措置されないすべての事業です。従来機構の貸付対象としていた臨時河川等整備事業（中小河川の整備）及び臨時高等学校整備事業（高等学校の老朽校舎の改築等）が平成 21 年度より地方債計画において一般事業に再編されました。

平成 22 年度の貸付額は、62 億円となっています。



県立青森東高校（青森県）

（注）各事業の事業数等は平成 21 年度のものであります。なお、写真は既存の融資事業の例ですので、平成 22 年度に貸し付けた事業とは限りません。

【地域活性化事業】

地方公共団体が行う地域の活性化を実現するための基盤整備事業です。

平成 22 年度の貸付額は、100 億円となっています。

【防災対策事業】

地方公共団体が行う災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するための防災対策事業です。

平成 22 年度の貸付額は、186 億円となっています。

【合併特例事業】

合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業や都道府県の構想に位置付けられた市町村の合併に伴い必要となる事業、合併した市町村において都道府県等が行う交通基盤の整備事業です。

平成 22 年度の貸付額は、1,829 億円となっています。

【地方道路等整備事業】

地方公共団体が単独事業として行う都道府県道、市町村道、農道、林道等の整備事業です。従来機構の貸付対象としていた臨時地方道整備事業は、平成 21 年度より地方債計画において地方道路等整備事業に再編されました。

平成 22 年度の貸付額は、1,262 億円となっています。



町道内池水口線（滋賀県日野町）

【臨時財政対策債】

地方交付税の不足を補うため、地方財政法の規定に基づき、特別に発行を認められた地方債です。

平成 22 年度の貸付額は、7,662 億円となっています。

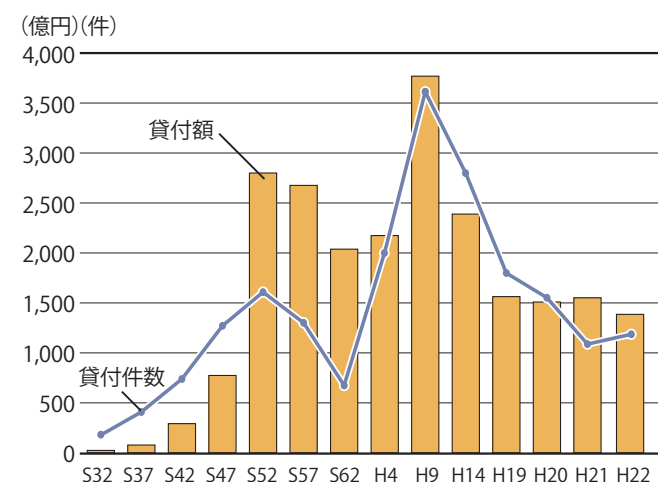
【水道事業】

地方公共団体が経営する水道事業（簡易水道事業を含む。）は、2,175 事業あり、年間約 187 億 m^3 の給水を行っており、給水人口は約 1 億 2,493 万人となっています。

平成 22 年度の貸付額は、1,383 億円となっています。



大井川広域水道企業団（静岡県）



【病院事業】

地方公共団体が経営する病院事業は、659 事業で、これらの事業が有する病院の数は 916 病院（一般病院 874、結核病院 1、精神科病院 41）となっています。

平成 22 年度の貸付額は、534 億円となっています。



県立こころの医療センター（三重県）

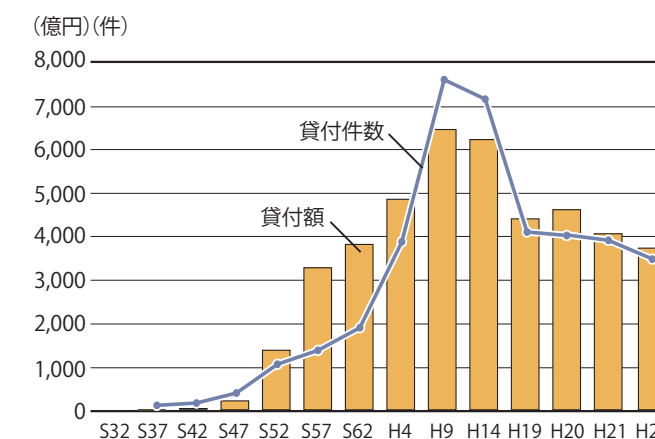
【下水道事業】

地方公共団体が行う下水道事業は、3,635 事業で、平成 21 年度末における現在処理区域内人口は 9,945 万人、全国人口に対する現在処理区域人口の割合は 76.9%となっています。

平成 22 年度の貸付額は、長期貸付額全体の約 2 割を占め、3,722 億円となっています。



清水地区農業集落排水処理施設（岐阜県揖斐川町）



【交通事業】

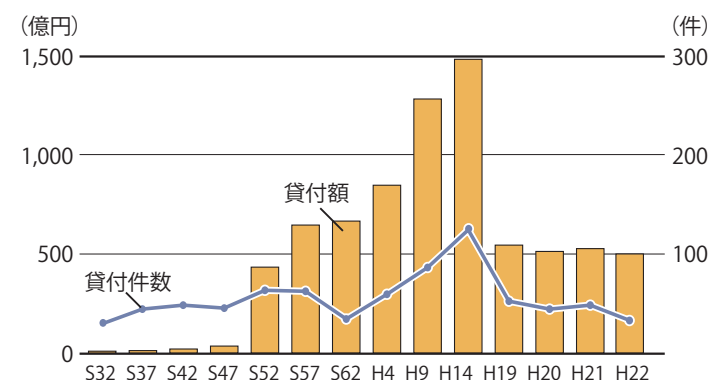
地方公共団体が経営する交通事業は、82 団体 100 事業あり、年間延べ約 40 億人（1 日平均 1,088 万人）に利用されています。

公営交通事業が旅客輸送機関に占める割合を年間輸送人員からみると、バスでは 24.1%、地下鉄では 73.1%となっています。

平成 22 年度の貸付額は、500 億円となっています。



市内電車環状線（富山市）



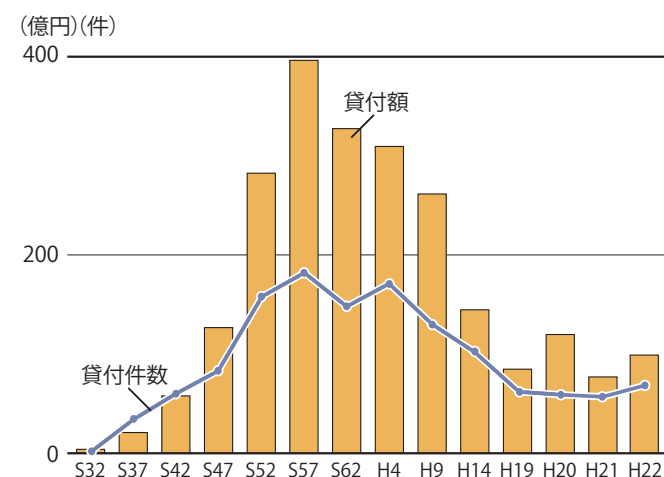
【工業用水道事業】

地方公共団体が経営する工業用水道事業は、152 事業 261 施設あり、6,166 箇所の工場等に年間約 45 億 m^3 を給水しています。

平成 22 年度の貸付額は、99 億円となっています。



生田浄水場（川崎市）



【電気事業・ガス事業】

地方公共団体が経営する電気事業は、67 事業 366 発電所で、発電能力は最大出力 290 万 kW、年間発電電力量は 92 億 kWh に達しています。また、地方公共団体は、32 のガス事業を経営し、91 万戸の家庭に年間 369 億 MJ のガスを供給しています。

平成 22 年度の貸付額は、51 億円となっています。



仁右工門用水発電所（富山県）

【港湾整備事業】

地方公共団体が経営する港湾整備事業は、101 事業で、埋め立て、荷役機械、上屋、倉庫、貯木場、引船等の事業を行っています。

平成 22 年度の貸付額は、40 億円となっています。



アイランドシティコンテナターミナル ガントリークレーン（福岡市）

【介護サービス事業】

地方公共団体が運営する介護サービス事業は、603 事業となっています。介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム等の整備事業及び介護のために必要な機械器具の整備事業に対して貸付けを行っています。

平成 22 年度の貸付額は、3 億円となっています。



無田ヶ原口・福祉複合施設おとずれ（萩市）

【市場事業】

地方公共団体が経営する市場事業は、175 事業で、年間の取扱量は、そ菜 777 万トン、果実 282 万トン、水産物 403 万トン、肉類その他 79 万トンに達し、生活物資の流通の近代化に貢献しています。

平成 22 年度の貸付額は、38 億円となっています。



中央卸売市場（盛岡市）

【と畜場事業】

地方公共団体が経営すると畜場事業は、74 事業で、平成 21 年度における年間処理実績は 423 万頭となっています。

平成 22 年度の貸付額は、2 億円となっています。



食肉流通センター（金沢市）

【観光施設事業（産業廃棄物処理事業を含む。）】

観光施設事業は、休養宿泊事業 141 事業をはじめ、ロープウェイ 59 事業、その他観光事業（温泉、城、資料館、動植物園等）170 事業の合計 370 事業が行われています。
平成 22 年度の貸付額は、3 億円となっています。



旭山動物園（旭川市）

【駐車場事業】

地方公共団体が経営する駐車場事業は、234 事業 694 施設であり、公営駐車場の収容能力は約 12 万 4 千台、1 日平均利用台数は約 17 万 4 千台となっています。
平成 22 年度の貸付額は、8 億円となっています。



川口駅東口地下公共駐車場（川口市）

9. 平成 22 年度受託貸付の状況

公有林整備事業及び草地開発事業については、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて貸付けを行っています。
平成 22 年度の受託貸付の総額は 28 億 26 百万円、内訳は、公有林整備事業が 27 億 15 百万円、草地開発事業が 1 億 11 百万円となっています。

区分	公有林整備事業		草地開発事業		計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	構成比
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	%
都道府県	56	1,814	3	52	59	1,866	66.0
市	87	618	2	10	89	628	22.2
町村	58	284	3	49	61	333	11.8
組合等							
計	201	2,715	8	111	209	2,826	100.0

（注）四捨五入により計が一致しないことがあります。

また、受託貸付の残高は、公有林整備事業が 24,534 件、3,299 億 55 百万円、草地開発事業が 1,469 件、202 億 18 百万円の合わせて 26,003 件、3,501 億 73 百万円となっています。

10. 平成 23 年度貸付計画

平成 23 年度地方債計画は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、必要性の高い分野への重点的な投資を行えるよう、公的資金の重点化と市場における地方債資金の調達を引き続き推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定されました。

その結果、平成 23 年度の地方債計画の総額は 13 兆 7,340 億円（対前年度比 2 兆 1,636 億円、13.6%の減）となり、地方公共団体金融機構資金は 1 兆 8,930 億円が計上されました。（詳しくは参考資料 119 ページをご参照ください。）

この地方債計画を踏まえ、平成 23 年度における一般貸付に係る貸付計画額は、一般会計債 4,387 億円、臨時財政対策債 7,298 億円、公営企業債 6,446 億円、公営企業借換債 300 億円の合計 1 兆 8,431 億円の予定となっています。（詳しくは参考資料 113 ページをご参照ください。）

また、受託貸付に係る貸付計画額は 27 億円の予定となっています。

11. 補償金免除繰上償還

国において、平成 19 年度から平成 21 年度までの措置として 5 兆円規模の公債費負担軽減対策が講じられ、そのうち旧公庫においては、平成 19 年度及び 20 年度の 2 ヶ年で約 1 兆 2,700 億円を実施してきたところですが、深刻な地域経済の低迷等の事態を踏まえ、平成 22 年度地方財政対策の中で、この措置を 3 年間延長することとされました。

その概要は、財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、徹底した行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、平成 22 年度から 3 年間で 1.1 兆円規模の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を実施し、高金利の地方債の公債費負担を軽減するというものです。

当機構におきましても、この国における公債費負担軽減対策の決定を受けて、行政改革・経営改革を行うものとして国から要請のあった地方公共団体を対象に、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間で総額 3,200 億円以内の補償金免除繰上償還（借換債含む。）に応じることとし、平成 22 年度においては、1,302 億円程度の補償金免除繰上償還（うち公営企業借換債 671 億円）を実施しました。

平成 23 年度においても、1,000 億円程度の補償金免除繰上償還（うち公営企業借換債 300 億円）を実施します。

12. 東日本大震災への対応

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、東北地方を中心として甚大な被害が生じました。当機構では、直ちに理事長を本部長とする対策本部を設置し、情報収集に当たるとともに、被災団体への支援策や具体的な対応等を検討し、実施してきました。

まず、3 月 15 日には、被災団体からの資金手当や償還業務に関する相談に応じられるよう相談窓口を開設し、土日祭日を含めた相談体制を整備しました。また、被災団体の資金需要に的確に対応できるよう、短期貸付制度の改正を図りました。

さらに、今回の災害が 3 月 22 日の定期償還日の直前に起きたことから、一時的に行政機能を喪失した団体や金融システム障害、公共インフラの損壊等により元利金の償還業務に支障を生じた団体 32 団体に対して、当機構の内部規程及び借用証書特約条項に基づき、その償還元利金 72 億 8,682 万円について、次回の定期償還日となる平成 23 年 9 月 20 日まで払込期日を延長する貸付条件の変更を行いました。

その後、被災団体における行政機能の回復等が進む中、償還業務は着実に進んでおり、期末現在の未償還元利金は 16 団体、25 億 4,344 万円、平成 23 年 5 月 30 日時点では 3 団体、1 億 8,103 万円となっています。

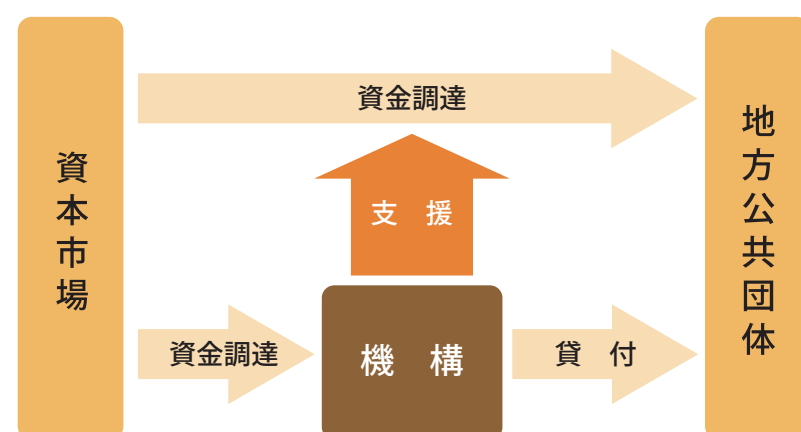
当機構では、東日本大震災という未曾有の大災害により甚大な被害を被った被災団体の復旧・復興を支援するため、引き続き、低利かつ長期の安定的な資金供給を通じて、その役割を果たしていきたいと考えております。

- ・地方公共団体が民間金融機関等からの資金調達を効率的に行えるよう、地方公共団体のニーズにあわせて必要な支援を実施します。
- ・市場参加者としての専門知識・経験を活かしながら、関係機関と連携して、人材育成、調査研究、実務支援、情報提供の4つの柱で、個別の地方公共団体の要望に応じた、きめ細やかな支援を実施します。

1. 基本姿勢

機構は、地方債資金の共同調達機関であり、資本市場から資金を調達し、公的資金として地方公共団体に貸し付けるといった位置付けにあります。

この市場参加者としての専門知識・経験を活かしながら、地方公共団体が民間金融機関等からの資金調達を効率的に行えるよう、地方公共団体のニーズにあわせて必要な支援を実施します。



2. 地方支援業務の仕組みと体制

(1) 地方支援業務の仕組み

地方支援業務は、平成19年に制定された地方公共団体金融機構法を根拠とする新しい業務であり、地方公共団体の資金調達に関する調査研究、情報の提供、助言その他の支援を内容としています。

平成23年度からの本格的な展開に向け、平成22年10月に「地方支援業務実施方針」を策定しました。地方支援業務は、人材育成、調査研究、実務支援、情報提供の4つの柱で構成され、個別の地方公共団体のニーズに応じ、必要な支援を本格的に実施しています。

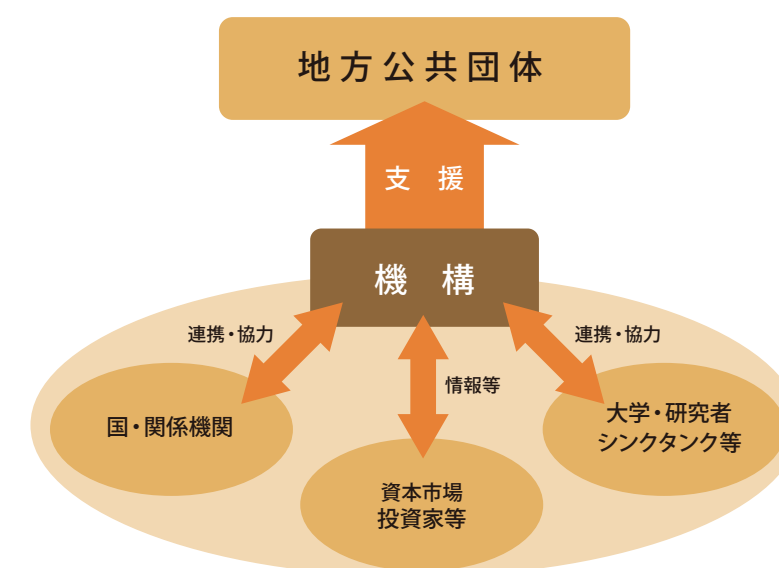
(2) 地方支援業務の体制

機構では、地方支援業務の企画及び実施体制を強化するため、平成22年4月、新たに「地方支援課」を設けました。地方支援課では、金融機関での勤務経験を有する専門職員を配置し、自治体ファイナンス・アドバイザーとして、金融の専門知識や実務経験を必要とする地方公共団体の要望に応えられる体制を整えています。

また、平成23年1月には、地方金融に関する総合的な研究を推進するため、総括主任研究員を新たに配置しました。

(3) 関係機関との連携協力

機構は国や関係機関と連携・協力の下、市場参加者と情報交換を行い、大学・研究者・シンクタンク等とも連携・協力を図り、地方公共団体の求める支援を提供していきます。



3. 地方支援業務の体系

地方支援業務は、人材育成、調査研究、実務支援、情報提供の4つを主な柱として実施します。

(1) 人材育成

地方財政、金融、会計等に関する基礎知識のみならず、実務に関するスキル・ノウハウの取得も視野に置いた研修を実施します。

(2) 調査研究

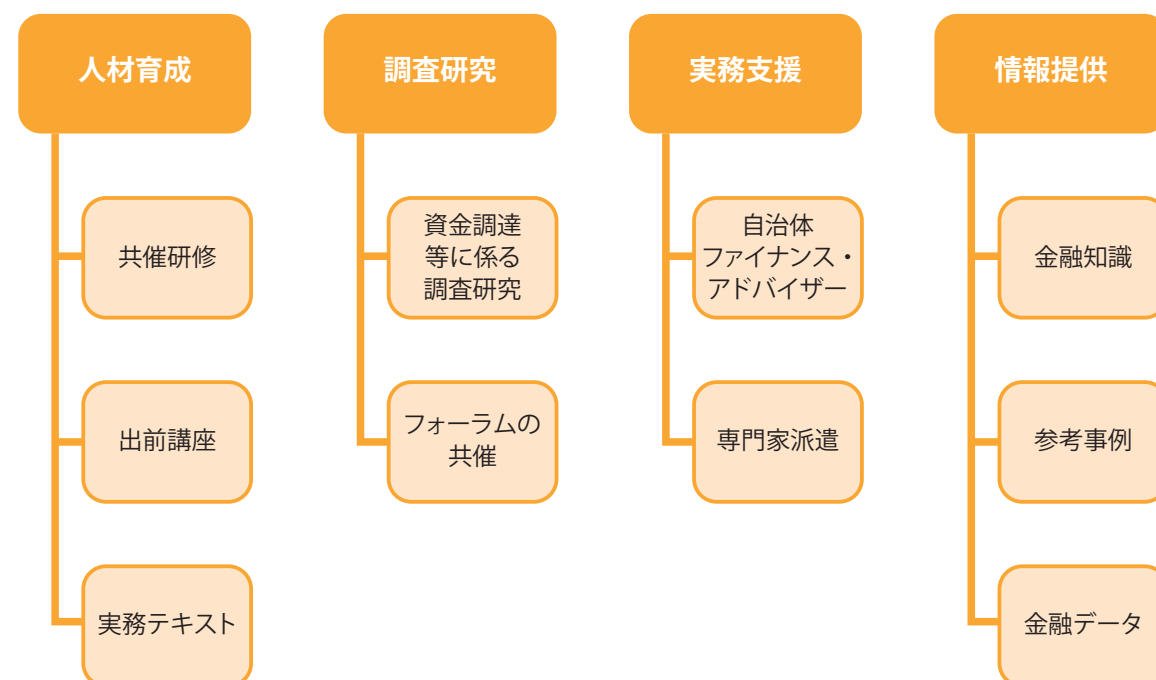
地方公共団体の資金調達のあり方などに関する調査研究を行い、その成果を地方公共団体に還元します。

(3) 実務支援

専門知識を有する機構職員等が、資金調達に関し個別の地方公共団体の要望に応じて助言等の支援を提供します。

(4) 情報提供

地方公共団体が資金調達を行う際に役立つ、金融知識、他団体の参考事例、金融データ等を提供します。



4. 個別業務の概要

(1) 人材育成

① 共催研修

市町村職員中央研修所や全国市町村国際文化研修所等との共催により、地方公共団体の職員が資金調達・管理面で有効に対処できるよう、資金調達担当職員のための基礎的な金融知識に関する専門研修を提供します。

② 出前講座

地方公共団体に機構職員を講師として派遣し、地域の実状や受講者のレベルに応じた講義を提供します。

③ 実務テキスト

資金調達担当職員が必要な時に、いつでも見られるよう、資金調達に係る基礎的な知識に関するテキストを作成し、公開します。

(2) 調査研究

① 資金調達等に係る調査研究

地方の共同組織である機構の位置付けを活かし、地方債の継続的な分析及び定点観測など、専門知識を必要とし、かつ、個別団体では実施が難しい、地方公共団体にとって有益な調査研究を実施します。

② フォーラムの共催

これからの地域主権改革及び地方財政における地方債の意義・役割などについて総合的な研究活動を行い、東京大学との共催によるフォーラムの継続的な開催などにより研究成果を地方公共団体に還元します。

(3) 実務支援

金融に関する専門知識や実務経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザーが、個別の地方公共団体からの要望に応じて、きめ細かな支援を提供します。

なお、特定の知見を必要とするテーマに関しては、当該知見や技能を有する専門家を派遣します。

① 助言

資金調達に当たって生じる疑問や悩みに対して、専門的なアドバイスを提供します。

また、市場動向のとらえ方などの事実確認や、金融知識を活用した理論的な整理など、依頼先のニーズを充足する情報提供を併せて実施します。

② 研究会等参加

地方公共団体が資金調達に関する特定のテーマについて、研究会、ワーキンググループ等を設置し、一定期間継続して調査研究を行う場合、外部有識者として当該研究会などに参加します。

③ 教育訓練支援

資金調達に関する現状把握能力向上のため、依頼先職員等にスクール形式もしくはマンツーマン形式でトレーニングを実施します。

また、地方公共団体の幹部向け勉強会の講師を行います。

④ 情報連結支援

資金調達に関する参考事例や類似状況にある他の地方公共団体の情報を求める地方公共団体に対し、対象団体の了解を得たうえで紹介する情報連結支援（リエゾンサービス）を実施します。

⑤ 情報蓄積・発信

個々の実務支援において得られた情報を蓄積し、データベース化して、地方支援業務の情報提供事業において活用するとともに、冊子等を通じて広く提供します。

⑥ 現地サポート型実務支援事業～住民参加型市場公募地方債発行実務支援～

地方公共団体の資金調達方法の多様化を後押しするため、住民参加型市場公募地方債（住民公募債）の発行を初めて行う地方公共団体を対象に次の事業を行います。

ア 住民公募債発行に際しての現地サポート事業

金融機関での勤務経験を持ち、住民公募債をはじめとする債券発行手続きに精通した専門家である自治体ファイナンス・アドバイザーを派遣して、住民公募債の発行に関して、きめ細かに支援を行います。

イ 発行に係る広報経費等の助成事業

上記アにより現地サポートを受ける団体に対し、発行に係る広報経費等を助成します。

（４）情報提供

① 金融知識

資金調達に携わる地方公共団体職員が知っておくべき金融知識・用語について、地方公共団体の立場で、分かりやすく解説し、研修などの場を活用して、順次提供していきます。

② 参考事例

他団体の参考事例について、当該団体の了解が得られたものについて、必要とする団体に個別に提供します。

また、多くの団体の参考となるような事例については、冊子等を通じて広く提供していきます。

③ 金融データ

ホームページにおいて、金融データをリンクにより提供します。

５．平成 22 年度の地方支援業務実績

平成 23 年度以降の事業の本格的な展開を目指し、平成 22 年度までを「地方支援業務の事業展開の基盤づくり」と位置付け、各種事業を展開しました。

（１）人材育成

市町村職員中央研修所と共催で、資金調達職員のための基礎的な金融知識に関する専門研修である「資金調達政策セミナー」を平成 22 年 11 月 4、5 日の 2 日間にわたって開催しました。

また、講義で使用了テキスト 2 点をホームページに掲載しました。

都道府県が実施する市町村職員向け研修や都道府県が管内市町村に行う説明会等の機会を活用し、機構職員が出向いて、5 回の出前講座を実施しました。

（２）調査研究

機構と東京大学は、これからの地方金融のあり方、地方財政における金融の意義・役割等に関する研究教育の充実を図り、地方金融分野の発展に資する人材を育成することが不可欠であるとの共通認識から、平成 22 年 10 月、東京大学経済学部へ寄付講座を開設しました。

寄付講座開設に併せて、シンポジウム・フォーラムの積極的な開催を通じて、地方公共団体の資金調達に関する調査研究を行い、地方金融に関する理解を広めるとともに、その成果を地方公共団体に還元していくこととしています。フォーラムの開設計念として、シンポジウムを平成 22 年 12 月 1 日に開催しました、また、フォーラムを 1 月と 2 月の 2 回開催しました。

（３）実務支援

17 団体の 19 件に対し、助言、教育訓練支援を実施しました。主な内容は、次のとおりです。

- ・借入金利のスプレッド分析支援
 - ・借入年限の多様化に関する助言
 - ・借入に際しての入札実施に係る助言
 - ・証券発行による資金調達に係る助言
- 等

（４）情報提供

平成 22 年 11 月、地方支援業務ホームページをリニューアルし、地方支援業務の案内をはじめ、実務テキスト、金融データなどを提供しています。

（５）合併市町村における住民公募債発行支援事業

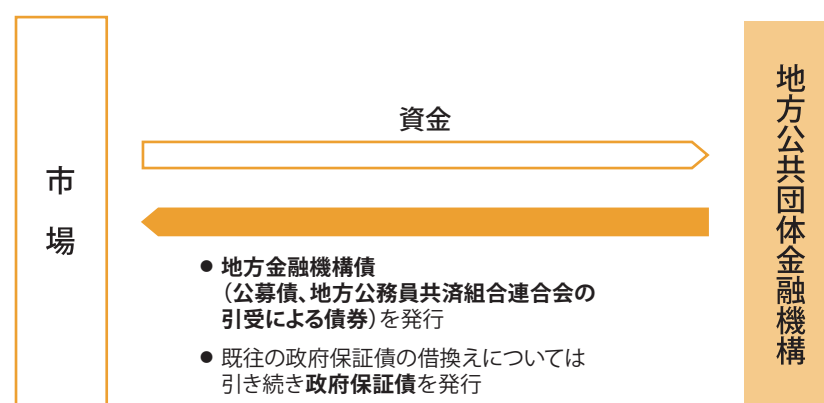
資金調達に関する支援業務の一環として、住民参加型市場公募地方債を発行する合併市町村 2 団体に対し、発行に関する適切な情報提供及び人的支援を行い、広報や IR 事業等に係る経費の助成を行いました。

地方公共団体の地方債資金共同調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの削減を図りながら、安定的に調達を行います。

1. 機構債券の種類

貸付業務等に必要な資金調達については、地方金融機構債（公募債）を基本としながら、地方公務員共済組合連合会の引受による債券の発行も併せて行います。

旧公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証債の借換えについては、政府保証債の発行によって行います。



※地方金融機構債は、地方公共団体金融機構が発行する政府保証のない債券であり、地方公共団体金融機構法により一般担保が付与され、他の一般債務より優先して弁済されます。（地方公共団体機構法第40条第2項）

2. 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、資金調達手段の多様化を推進するとともに、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じて、資本市場からの信認を確固たるものとしてまいります。また、市場環境や市場ニーズに応じた機動的な資金調達に努めてまいります。

(1) 資金調達手段の多様化

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しながら、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限と形態による柔軟な資金調達に努めます。

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、特に 10 年債については、定例的な発行により継続的な投資家需要の確保を図るとともに、FLIP (Flexible Issuance Program) やユーロ MTN プログラムによる債券発行のほか、借入れも活用しつつ、市場のニーズと貸付けニーズに迅速かつ的確に応えてまいります。

また、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、調達コストの縮減が図られるよう多様な市場における債券発行に努めてまいります。

(2) 情報開示の徹底

投資家保護の観点から、機構の事業はもとより財務内容やリスク管理の状況について、情報開示を適切に実施します。

また、機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、機構への信認が確固たるものとなるよう投資家説明会や個別投資家訪問等の IR を積極的に実施するとともに、海外市場における債券発行の円滑化を図る等の観点から、海外投資家に対する IR についても積極的に実施します。このほか、投資家の投資計画策定に資するよう半期毎に債券発行計画を公表します。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献してまいります。

〈参考〉ユーロ MTN プログラムの概要

ユーロ MTN プログラムとは、ユーロ市場における MTN (Medium Term Note) プログラムであり、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大体に関する法的書類について合意・作成しておき、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の条件決定のみを行うことで債券発行を行うことができるプログラムです。

○保証 非政府保証 ○発行限度額 5,000 億円
○通貨 マルチカレンシー ○準拠法 英国法
○上場 ロンドン証券取引所（メイン市場）

3. 機構債券の特徴

機構が発行する地方金融機構債は、以下のような特徴から、地方債と同様のステータスを有する信用力の極めて高い債券であり、いわば「スーパー地方債」であると考えています。

- ・機構は地方の資金共同調達機関であり、すべての都道府県・市区町村の出資により設立された公的な機関であること
- ・機構の貸付先である地方公共団体のデフォルトはこれまで一度もないことから、資産の安定性は高いといえること
- ・金利変動準備金等により万全の財務基盤が確保されていること
- ・機構法において、機構解散時の最終弁済責任は地方公共団体が負担するとされていることから、償還確実性が担保されていること

機構は、スタンダード＆プアーズ・レーティングズ・サービスズ（S&P）、ムーディーズ・ジャパン（Moody's）及び格付投資情報センター（R&I）より、日本国内の公共債発行機関では最高位の発行体格付けを取得しています。また、機構のリスクウェイトのカテゴリーは円建債 10%、外貨建債 20%となっています。

このほか、海外投資家（非居住者、外国法人等）が受け取る機構債券等の利子等について非課税とする税制上の措置が講じられています。

※リスクウェイトについては、日本国内投資家向け数値であり、海外の投資家に関しては、各国規制当局の確認によるものとなっています。また政府保証債については、円建債、外貨建債にかかわらず 0%。
※非課税措置の対象となるのは、平成 25 年 3 月 31 日までに発行される機構債券等の利子等のうち、平成 22 年 6 月 1 日以後にその計算期間が開始するものとなっています。

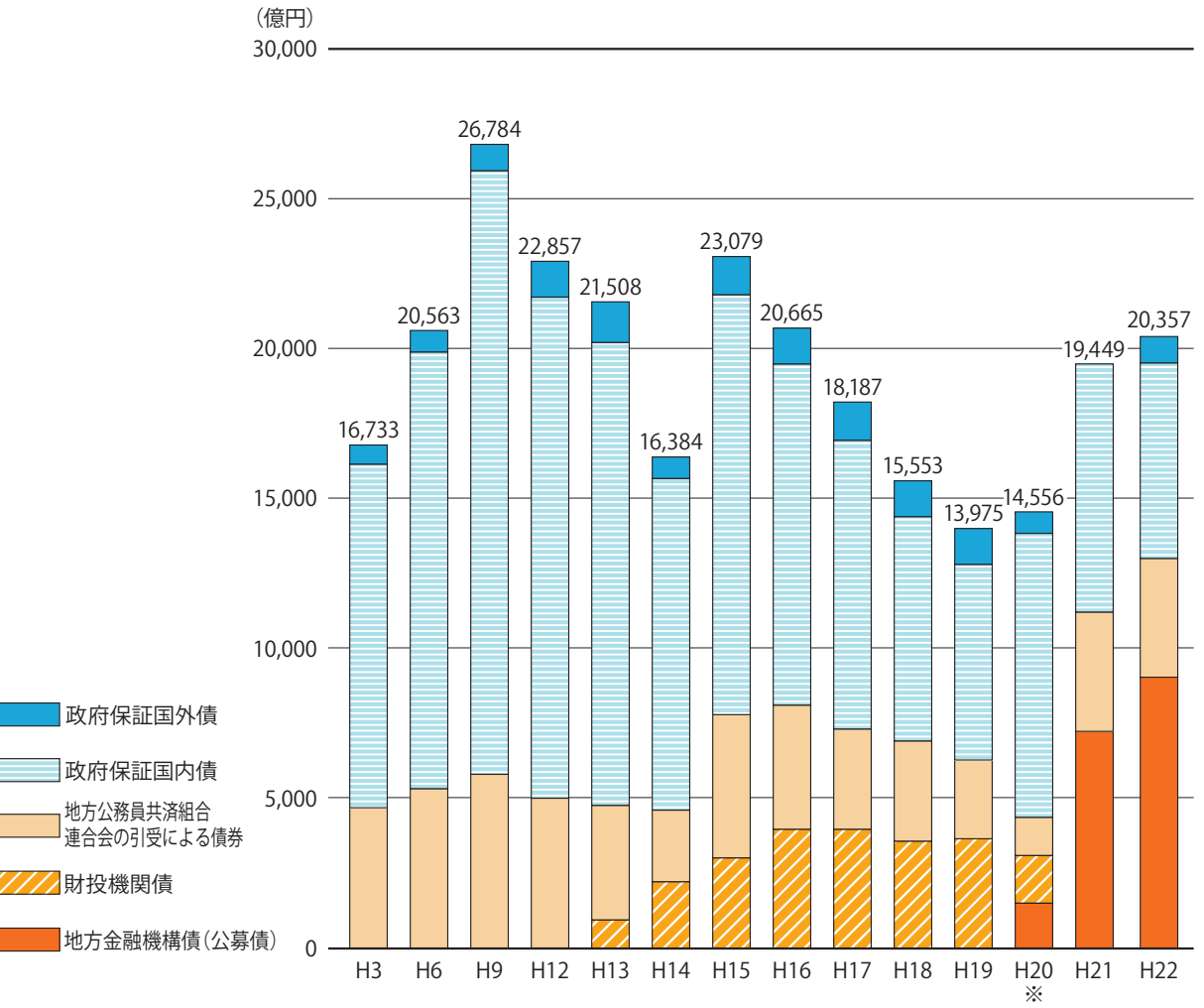
発行体格付（依頼）	S&P : AA- Moody's : Aa2 R&I : AAA (平成23.3.31 現在)	
BISリスク・ウェイト	地方金融機構債：10%（円建） 20%（外貨建）	（参考）政府保証債：0% 国債・地方債：0%
一般担保	機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。（地方公共団体金融機構法第40条第2項（抄）） なお、この先取得権の順位は、同条第3項により、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとされている。	

4. 資金調達実績の推移

機構では、地方金融機構債（公募債、地方公務員共済組合連合会の引受による債券）及び政府保証債（国内債、国外債）を発行しています。

政府保証のない公募債として、旧公庫は平成 13 年度から財投機関債を発行していましたが、平成 20 年度の機構の業務開始以降は、地方金融機構債を発行しています。

なお、平成 22 年度の債券発行総額は、2 兆 357 億円となっています。

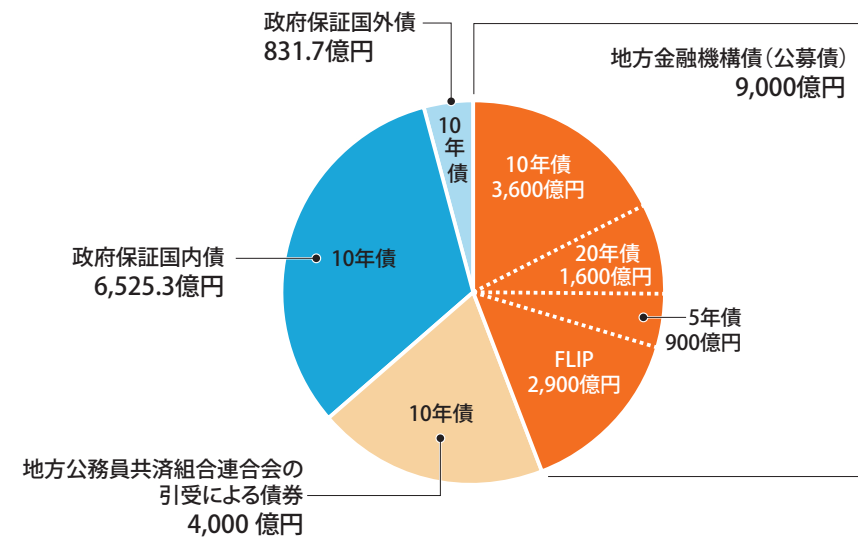


5. 平成 22 年度の資金調達実績

平成 22 年度における地方金融機構債（公募債）の発行総額（額面）は 9,000 億円であり、その内訳は 10 年債 3,600 億円、20 年債 1,600 億円、5 年債 900 億円、FLIP 2,900 億円となっています。地方公務員共済組合連合会の引受による債券の発行額は 10 年債 4,000 億円となっています。

また、既往の政府保証債の借換えを行うため、政府保証 10 年債を 7,357 億円（うち国内債 6,525 億円 30 百万円、国外債 831 億円 70 百万円）発行しました。

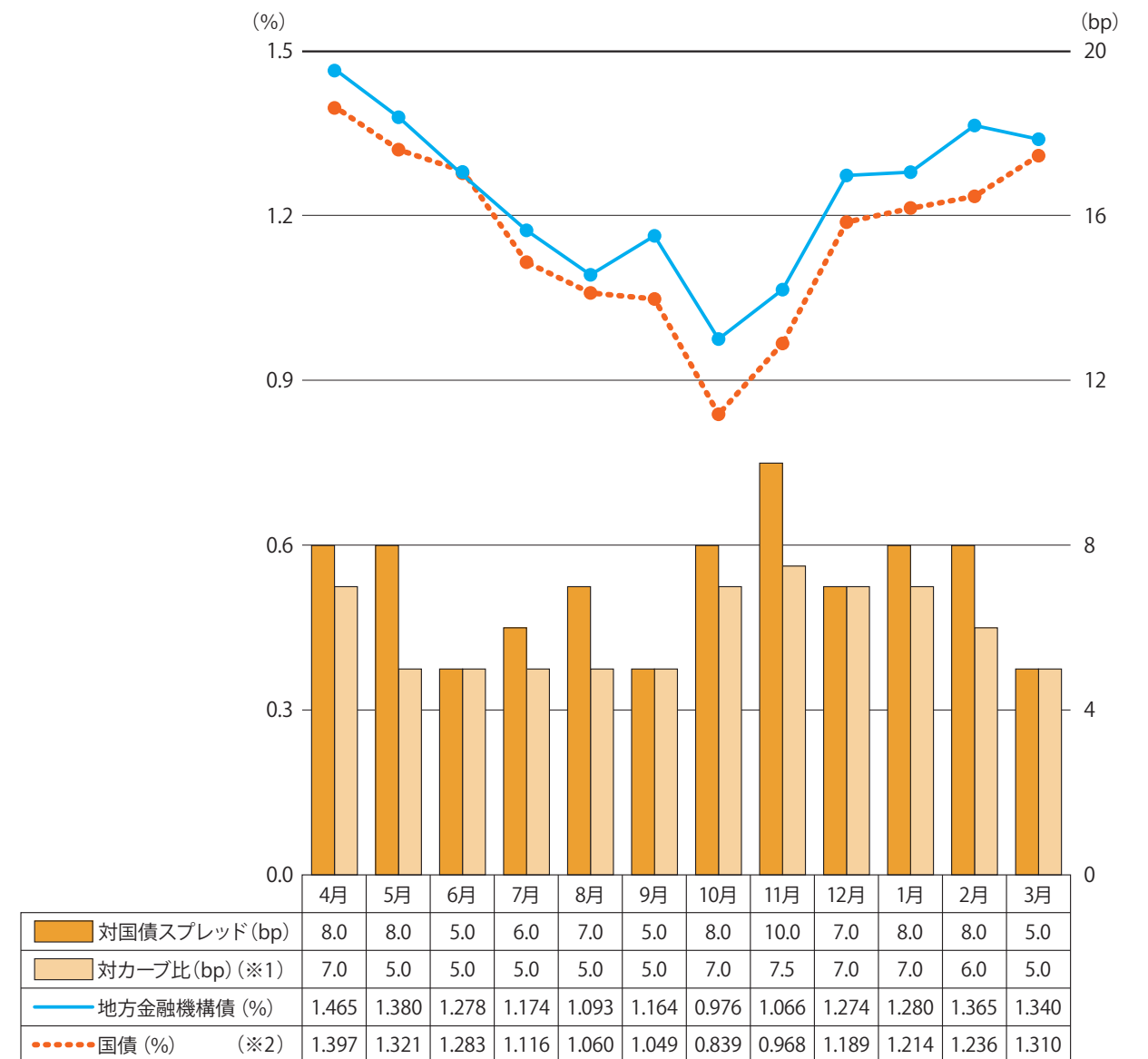
この結果、公庫から承継した債券も含め、機構債券の平成 22 年度末発行残高は 18 兆 3,462 億円となっています。



<参考> FLIPの概要

- 年限や発行額など投資家ニーズに柔軟かつ迅速に対応して起債する機構独自の仕組み
- 債券の年限 3年～30年（ただし、満期一括固定利付債の場合、5、10、20年は除く）
- 1回の発行額 30億円以上

(参考) 地方金融機構債（10年債）の利回りの推移（平成22年度）



※1 対カーブ比は機構が独自に算出した理論値。

※2 国債 (%) は該当月の平均落札利回り(単利)。

1 地方金融機構債

(1) 公募債

年限	回号	発行額（億円）	表面利率（％）	発行価額（円）	発行日
10年	第11回	350	1.465	100.00	22.4.22
10年	第12回	300	1.380	100.00	22.5.25
10年	第13回	300	1.278	100.00	22.6.17
10年	第14回	300	1.174	100.00	22.7.22
10年	第15回	300	1.093	100.00	22.8.19
10年	第16回	300	1.164	100.00	22.9.21
10年	第17回	300	0.976	100.00	22.10.25
10年	第18回	300	1.066	100.00	22.11.18
10年	第19回	300	1.274	100.00	22.12.20
10年	第20回	300	1.280	100.00	23.1.24
10年	第21回	300	1.365	100.00	23.2.21
10年	第22回	250	1.340	100.00	23.3.17
20年	第7回	300	2.202	100.00	22.4.22
20年	第8回	300	2.043	100.00	22.6.17
20年	第9回	200	1.927	100.00	22.7.22
20年	第10回	200	1.752	100.00	22.8.19
20年	第11回	200	1.851	100.00	22.10.20
20年	第12回	200	2.092	100.00	22.12.13
20年	第13回	200	2.132	100.00	23.1.24
5年	第1回	200	0.525	100.00	22.5.25
5年	第2回	300	0.423	100.00	22.9.21
5年	第3回	200	0.424	100.00	22.11.18
5年	第4回	200	0.639	100.00	23.2.21
4年	F21回	200	0.435	100.00	22.4.28
8年	F22回	60	1.050	100.00	22.5.10
8年	F23回	90	1.075	100.00	22.5.12
13年	F24回	30	1.681	100.00	22.5.12
9年	F25回	70	1.255	100.00	22.5.13
7年	F26回	50	0.855	100.00	22.5.19
9年	F27回	250	1.235	100.00	22.5.27
17年	F28回	35	1.753	100.00	22.7.29
12年	F29回	30	1.347	100.00	22.7.29
6年	F30回	250	0.504	100.00	22.7.29
9年	F31回	250	1.022	100.00	22.7.29
4年	F32回	30	0.268	100.00	22.7.29
7年	F33回	30	0.620	100.00	22.7.29
8年	F34回	30	0.785	100.00	22.7.29
9年	F35回	30	0.962	100.00	22.7.29
9年	F36回	100	0.986	100.00	22.7.29
15年	F37回	30	1.597	100.00	22.7.29
7年	F38回	50	0.567	100.00	22.8.2
8年	F39回	50	0.808	100.00	22.8.2
3年	F40回	40	0.185	100.00	22.8.2
9年	F41回	250	0.869	100.00	22.10.28
13年	F42回	40	1.284	100.00	22.10.28
15年	F43回	35	1.525	100.00	22.10.28
8年	F44回	160	0.647	100.00	22.11.4
15年	F45回	35	1.520	100.00	22.11.4
15年	F46回	30	1.539	100.00	22.11.8
29年	F47回	30	2.095	100.00	22.11.8
9年	F48回	250	1.245	100.00	23.1.27
25年	F49回	30	2.332	100.00	23.1.27
9年	F50回	30	1.123	100.00	23.1.31
18年	F51回	30	2.000	100.00	23.1.31
15年	F52回	30	1.781	100.00	23.1.31
9年	F53回	150	※1	100.00	23.2.1
13年	F54回	30	1.588	100.00	23.2.3
15年	F55回	35	1.773	100.00	23.2.3
22年	F56回	30	2.160	100.00	23.2.3

※1 6ヵ月円LIBOR +0.022%

(2) 地方公務員共済組合連合会による引受

年限	回号	発行額（億円）	表面利率（％）	発行価額（円）	発行日
10年	A号第7回	600	1.48	100.00	22.4.27
10年	A号第8回	600	1.42	100.00	22.5.24
10年	A号第9回	300	1.20	100.00	22.7.28
10年	A号第10回	300	0.99	100.00	22.10.27
10年	A号第11回	400	1.16	100.00	22.11.26
10年	A号第12回	600	1.33	100.00	23.1.27
10年	A号第13回	600	1.42	100.00	23.2.24
10年	A号第14回	600	1.40	100.00	23.3.22

2 政府保証債

(1) 国内債

年限	回号	発行額（億円）	表面利率（％）	発行価額（円）	発行日
10年	第11回	600	1.4	99.75	22.4.19
10年	第12回	600	1.3	99.45	22.5.24
10年	第13回	600	1.3	100.00	22.6.14
10年	第14回	600	1.1	9.45	22.7.20
10年	第15回	600	1.0	99.30	22.8.16
10年	第16回	500	1.0	99.30	22.9.14
10年	第17回	500	0.9	100.00	22.10.21
10年	第18回	500	0.9	99.30	22.11.17
10年	第19回	500	1.2	100.00	22.12.14
10年	第20回	500	1.2	99.60	23.1.20
10年	第21回	500	1.2	99.40	23.2.15
10年	第22回	525.3	1.3	99.80	23.3.14

(2) 国外債

年限	回号	発行額	表面利率（％）	発行価額（％）	発行日
10年	第1回 グローバル・ ドル債	1,000百万\$ (831.7億円)	4.000	99.17	23.1.13

6. 平成 23 年度の資金調達計画

貸付業務等に必要な資金調達については、公募債の発行を基本としつつ、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券の発行を組み合わせで行います。平成 23 年度は、地方金融機構債（公募債）を 9,000 億円（うち 10 年債 3,600 億円、20 年債 1,600 億円、5 年債 800 億円、FLIP 2,000 億円、EMTN・その他 1,000 億円）、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券を 3,000 億円（全額 10 年債）発行する予定です。

また、旧公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証債の借換えについては、政府保証債を発行することとしており、平成 23 年度は、10 年債 5,100 億円、6 年債 2,000 億円の計 7,100 億円の予定です。

（注 1）この計画は、貸付の実行状況、市場環境等により発行額を変更することがあります。

（注 2）発行に関する情報につきましては、発行の都度ホームページ等を通じてお知らせする予定です。

（URL: <http://www.jfm.go.jp/index.html>）

1 地方金融機構債

（1）公募債

債券の種類	年間発行予定額（億円）
10 年債	3,600
20 年債	1,600
5 年債	800
FLIP	2,000
EMTN,その他	1,000
計	9,000

※10 年債については、原則毎月発行する予定です。

※20 年債については、半期毎3～4回程度発行する予定です。

※5 年債については、四半期毎1回程度発行する予定です。

※FLIP、EMTN、その他については、発行枠内で柔軟に発行する予定です。

（2）地方公務員共済組合連合会による引受

債券の種類	年間発行予定額（億円）
10 年債	3,000

2 政府保証債

債券の種類	年間発行予定額（億円）
10 年債	5,100
6 年債	2,000
計	7,100